

○かずさ水道広域連合企業団随意契約に伴う事前公募方式実施要領

平成31年4月1日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）が随意契約により発注を予定する案件において、事前に当該案件に係る業務の実施に必要な技術や経験等の要件（以下「業務実施要件」という。）を公表し、当該業務を実施することができる者を公募する方式（以下「事前公募方式」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前公募方式の対象)

第2条 事前公募方式の対象は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号、第6号又は第7号に規定する随意契約によることができるものであって、次に掲げる業務に係る契約とする。

- (1) 設計金額が250万円を超える工事又は製造の請負
- (2) 設計金額が100万円を超える調査、測量、設計等の業務
- (3) 設計金額（単価契約による場合にあっては、予定数量等により算出した概算金額）が100万円を超える緑地管理、建物清掃、設備保守等の業務

(事前公募方式の対象外とする契約)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる業務に係る契約については、事前公募方式の対象外とする。

- (1) 契約の相手方が、法令又は官公庁との協定等により定められている業務
- (2) 他団体の業務と連携し一体的に実施される必要があるもので、主たる発注者が競争性のある契約手続を実施している業務
- (3) 業務の特殊性から専門的な知識、技術等を要するもの又は他人の特許権、著作権その他の権利の使用を要するもので事前公募方式に適さないと認められる業務
- (4) その他広域連合企業団の経営に関連するもので広域連合企業長が別に定める業務

(事前公募方式による契約依頼の手続)

第4条 業務担当課長（第2条各号に掲げる業務等を担当する課等の長をいう。以下同じ。）

は、事前公募方式による契約依頼を行うときは、特命理由書、設計書、仕様書、見積依頼協議

書等の見積業者の調査結果に関する資料とともに、事前公募方式による契約依頼書（別記第1号様式。以下「契約依頼書」という。）を経理課長に送付するものとする。

（指名業者選定審査会による公募内容の審査）

第5条 事前公募方式に係る案件の業務実施要件等については、かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）において審査する。この場合において、経理課長は、前条の規定により送付された契約依頼書の写しを審査会に提出する。

（事前公募方式の実施）

第6条 事前公募方式を実施するときは、業務実施可能者の有無の確認について（別記第2号様式）、業務実施可能申立書（別記第3号様式。以下「申立書」という。）、仕様書等を公表して行うものとする。

2 公表は、広域連合企業団の事務所の掲示場への掲示、広域連合企業団のホームページへの掲載等公衆の見やすい方法で行うものとする。

3 公表期間は、原則として公表した日から7日間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、同法に規定する休日を除く。）を除く。）とする。

（業務実施要件の審査）

第7条 経理課長は、事前公募方式の実施により、受注希望者がいる場合には、当該公募の実施期間内に業務実施要件を満たしていることが確認できる書類を添付した申立書の提出を求めるものとする。

2 経理課長は、申立書が提出されたときは、当該申立書を提出した者（以下「申立者」という。）に係る業務実施要件の審査を業務担当課長に依頼するものとする。

3 業務担当課長は、経理課長から審査の依頼があったときは、申立書の添付書類に基づき、申立者に係る業務実施要件の具備について審査するものとする。この場合において、当該添付書類によって確認できない事項については、申立者に対し意見聴取等を実施できるものとする。

4 業務担当課長は、前項の審査が終了したときは、その結果を経理課長に報告するものとする。

（審査結果の通知）

第8条 経理課長は、前条の規定による審査結果の報告を受けたときは、業務実施要件等確認通知書（別記第4号様式。以下「通知書」という。）により、その結果を申立者に通知するもの

とする。

(疑義等の取扱い)

第9条 申立者は、通知書の内容に疑義等がある場合には、書面によりその旨の申出をすることができる。この場合において、経理課長は、業務担当課長と協議の上、疑義等に対する回答をするものとする。

(競争入札への移行)

第10条 第7条の規定による審査の結果、申立者に業務実施要件を具備することが確認された場合には、競争入札による方法により、当該案件に係る契約の相手方を決定するものとする。

(事前公募方式による契約締結結果の公表)

第11条 事前公募方式により随意契約を締結したときは、経理課において、次に掲げる内容を記載した契約締結結果を公表するものとする。

- (1) 業務等の件名
- (2) 履行（施行）場所
- (3) 履行期限（工期）
- (4) 見積日
- (5) 随意契約の根拠条文
- (6) 契約金額
- (7) 契約者
- (8) 相手方の選定理由

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第8号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月7日告示第44号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日告示第9号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記
第 1 号様式（第 4 条）

事前公募方式による契約依頼書

本件について、次のとおり随意契約の締結を予定していますが、事前公募方式により、業務を実施することが可能で、受注を希望する者がほかにいないかの確認を依頼します。

主 務 課 名	
業 務 等 の 件 名	
設 計 金 額	円
契 約 予 定 者	
業 務 の 仕 様	
履 行 予 定 期 間	契約締結の翌日から 年 月 日まで (契約締結の翌日から 間)
業 務 実 施 要 件	
そ の 他	契約予定者のほかに、業務を実施することが可能で、受注を希望する者がいる場合には、競争入札により契約の相手方を選択する予定です。

第2号様式（第6条第1項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

業務実施可能者の有無の確認について

本件について、次のとおり随意契約により契約を締結する予定ですが、業務を実施することが可能で、受注を希望する者がほかにいないかを確認します。

業 務 等 の 件 名	
業 務 の 仕 様	
履 行 予 定 期 間	契約締結の翌日から 年 月 日まで (契約締結の翌日から 間)
業 務 実 施 要 件	
そ の 他	契約予定者のほかに、業務を実施することが可能で、受注を希望する者がいる場合には、競争入札により契約の相手方を選択する予定です。

※ 上記の業務を実施することが可能で、受注を希望される場合には、業務実施可能申立書（第3号様式）とともに、業務実施要件を満たしていることを確認できる書類（契約書の写し等）を添付して、 年 月 日（ ） 時 分までに経理課契約班まで持参又は郵送して下さい。

なお、 年 月 日（ ）までに業務実施要件を満たしているか否かを確認し、その結果を郵送等にて通知いたします。

(問合せ先)

〒292-0834
千葉県木更津市潮見二丁目8番地
かずさ水道広域連合企業団
経理課 契約班 TEL 0438-38-4909

第3号様式（第6条第1項、第7条第1項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

住 所
商号又は名称
代表者(受任者)名 印

業 務 実 施 可 能 申 立 書

年 月 日に事前公募されました次の件について、業務を実施することが可能で、受注を希望します。
つきましては、業務実施要件等を満たしていることを確認できる書類を添付して提出します。

業 務 等 の 件 名	
-------------	--

第4号様式（第8条）

年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長



業 務 実 施 要 件 等 確 認 通 知 書

年 月 日付けで申立てのあった下記の件について、業務実施可能申立書に基づき、業務実施要件等を満たしているかどうかを確認しましたので、その結果等を通知いたします。

なお、当通知の内容に疑義がある場合には、年 月 日（ ） 時 分までに書面(任意様式)により申し出てください。

業 務 等 の 件 名	
-------------	--

- 1 業務実施要件等を満たしているかどうかの確認結果
 - ・ 満たしている
 - ・ 満たしていない
- 2 理由等（業務実施要件等を満たしていることを確認できなかった場合）
- 3 今後の取扱い（業務実施要件等を満たしていることを確認した場合）

(問合せ先)
かずさ水道広域連合企業団 経理課契約班
TEL 0438-38-4909
FAX 0438-25-1624